

荒川区バリアフリー
交通安全特定事業計画
町屋駅・区役所周辺地区

平成24年3月
東京都公安委員会

**荒川区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「町屋駅・区役所周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、荒川区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「町屋駅・区役所周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	主要地方道王子千住南砂町線	明治通り	⑦荒川中央通り ～荒川老人福祉センター	東京メトロ 町屋駅 京成町屋駅 都電荒川線 町屋駅前 都電荒川線 荒川七丁目 都電荒川線 荒川二丁目 都電荒川線 荒川区役所前	荒川区役所本庁舎、荒川公園、荒川郵便局
②	主要地方道上野尾竹橋線	尾竹橋通り	町屋駅～④サンパール通り		店舗C、ムーブ町屋
③	主要地方道上野尾竹橋線	尾竹橋通り	⑰仲町通り～三河島駅		
④	区道荒42号線	サンパール通り	②尾竹橋通り～荒川町屋郵便局		荒川町屋郵便局
⑤	区道荒42号線	サンパール通り	①明治通り～⑥藍染川通り		荒川山吹ふれあい館、店舗E、荒川公園、サンパール荒川
⑥	区道荒97・116号線	藍染川通り	⑦荒川中央通り～荒川自然公園		荒川自然公園
⑦	区道荒44・262号線	荒川中央通り	①明治通り～⑥藍染川通り		荒川図書館
⑧	区道荒44号線		②尾竹橋通り～⑥藍染川通り		店舗D
⑨	区道荒162号線		⑥藍染川通り～⑦荒川中央通り		店舗B
⑩	区道荒290号線		②尾竹橋通り～京成町屋駅		
⑪	法定外通路		⑥藍染川通り～⑫区道荒43・167号線		
⑫	区道荒43・167号線		⑤サンパール通り ～⑪法定外通路		アクロス荒川
⑬	区道荒45号線		⑦荒川中央通り ～⑫区道荒43・167号線		町屋文化センター
⑭	区道荒185号線		⑤サンパール通り ～⑦荒川中央通り		荒川区役所北庁舎、荒川区がん予防・健康づくりセンター
⑮	区道荒104号線	千住間道	①明治通り～荒川区役所前		
⑯	区道荒72号線		①明治通り～⑰仲町通り		
⑰	区道荒213-1号線	仲町通り	③尾竹橋通り～⑯区道荒72号線		店舗A

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	区間	事業内容	実施予定期間
①	主要地方道王子千住南砂町線	⑦荒川中央通り ～荒川老人福祉センター	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)	平成23～27年度
②	主要地方道上野尾竹橋線	町屋駅～④サンパール通り	同上	同上
④	区道荒42号線	②尾竹橋通り ～荒川町屋郵便局	同上	同上
⑤	区道荒42号線	①明治通り～⑥藍染川通り	同上	同上
⑥	区道荒97・116号線	⑦荒川中央通り ～荒川自然公園	同上	同上
⑬	区道荒104号線	①明治通り～荒川区役所前	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 ※ 道路標識の高輝度化は既に実施済みであり、必要に応じて実施 (2) 道路標示の適切な補修 ※ 道路標示の高輝度化は既に実施済み (3) エスコートゾーンの整備(注1) ※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導取締りの実施 (2) 荒川区による放置自転車対策と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導取締りの実施 (3) 荒川区と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の実施	平成23～27年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

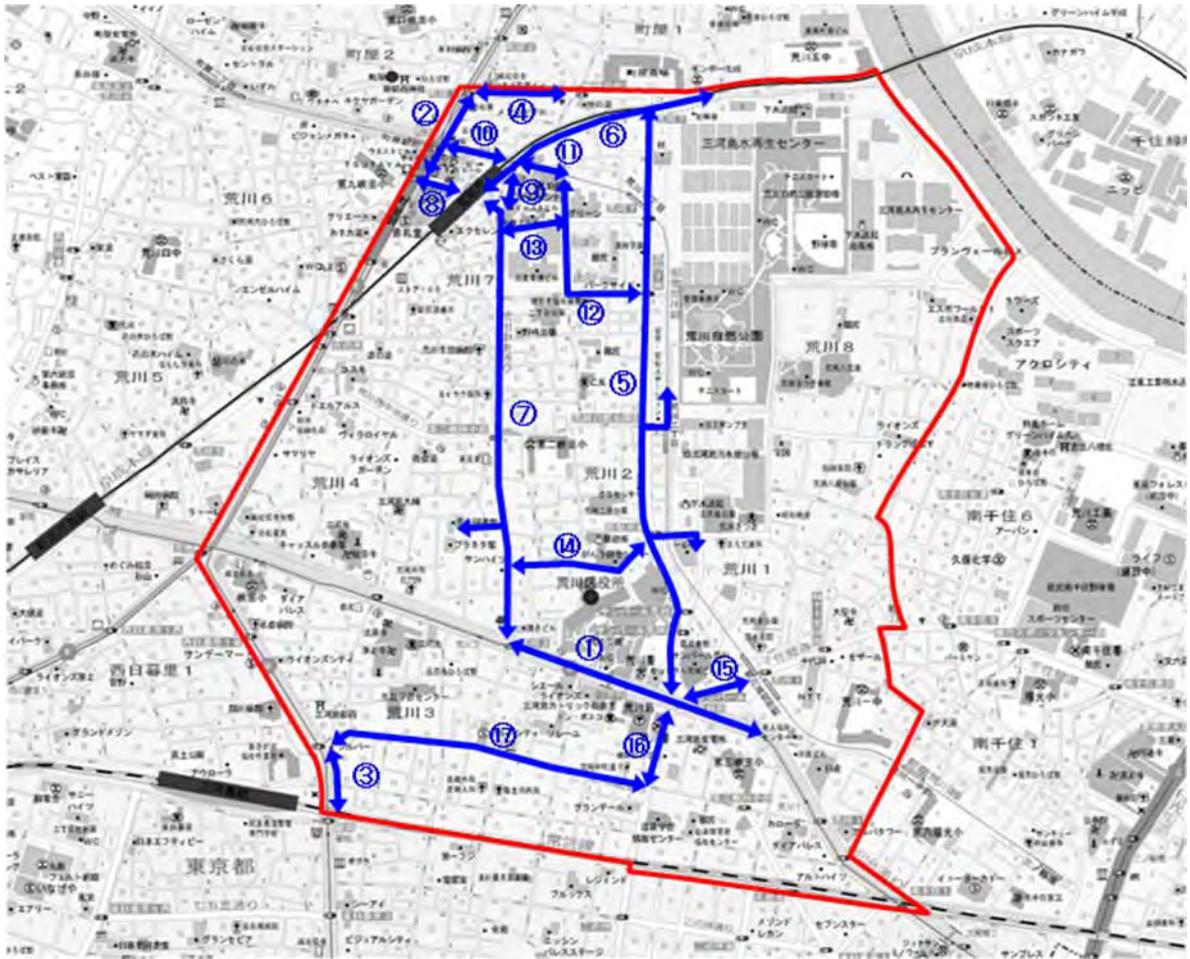
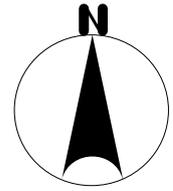
また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の秩序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車防止のための事業における配慮事項

違法駐車防止の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	荒川区
重点整備地区名	町屋駅・区役所周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)